

訓 練

能登半島地震及び志賀原子力発電所における原子力災害の
複合災害に係る災害応急対策に関する基本方針

平成26年11月2日
平成26年能登半島地震非常災害対策本部
原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部

地震と原子力災害の複合災害に際し、関係地方公共団体と連携を密にし、以下の対応に全力を尽くす。

警察、消防、自衛隊においては、原子力緊急事態が発生する恐れがあることを想定し、5km圏内の住民等の安否確認及び救助を可及的速やかに行うこと。

関係省庁は、関係地方公共団体が行う5km圏内の要援護者の避難支援や住民の避難準備等に全面的に協力すること。

関係省庁は、放射線防護のための装備、資機材等の準備等を行うとともに、情報伝達体制を確立すること。

言 練

指 示

内閣府原防第3号

平成26年11月2日13時30分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
七尾市長 殿
羽咋市長 殿
中能登町長 殿
輪島市長 殿
穴水町長 殿
宝達志水町長 殿
かほく市長 殿
氷見市長 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三

北陸電力株式会社志賀原子力発電所第2号機で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

- し か ま ち し か う ら ほ り ま つ か み く ま の く ま の ふ く ら と ぎ
・志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社
し か
志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の住民は、避難するとともに安定ヨ
ウ素剤の配布を受け服用すること。
- ・北陸電力株式会社志賀^{し か}原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)の住民は、屋内
退避すること。
- ・PAZ、UPZの住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、
テレビ等による情報に注意すること。
- ・住民にその旨周知されたい。

訓 練

公 示

平成26年11月2日13時30分

<p>1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域</p>	<p>(1) 志賀町志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね5キロ圏内(PAZ)の地域及び海域</p> <p>(2) 北陸電力株式会社志賀原子力発電所から概ね30キロ圏内(UPZ)の地域及び海域</p>
<p>2. 原子力緊急事態の概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成26年11月2日13時22分</p> <p>発生場所 北陸電力株式会社志賀原子力発電所2号機</p> <p>発生場所の天候状況</p> <p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 志賀局のモニタリングポストの値：異常なし</p> <p>被害状況： 平成26年11月2日10時00分 全交流電源喪失(10条通報) 平成26年11月2日13時22分 全冷却機能喪失(15条通報)</p> <p>その他の特記事項</p>
<p>3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>1.(1)の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。</p> <p>1.(2)の住民は、屋内退避すること。</p> <p>1.(1)及び(2)の住民、一時滞在者その他公私の団体等は、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による情報に注意すること。</p>



言 練

指 示

内閣府原防第4号

平成26年11月3日11時05分

石川県知事 殿
富山県知事 殿
志賀町長 殿
羽咋市長 殿
中能登町 殿
氷見市長 殿

原子力災害対策本部長 安倍 晋三

原子力災害対策特別措置法第20条2項に基づき、下記のとおり指示する。

記

- ・北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県 志賀町 志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県 氷見市 加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碓石地区、の住民は、一週間程度内に一時移転をすること。
- ・北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県 志賀町 志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県 氷見市 加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碓石地区、の地域生産物の摂取を控えること。
- ・一時移転に際し、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。
- ・一時移転する者は、避難退域時検査場所に立ち寄り、避難退域時検査を受けること。

訓 練

公 示

平成26年11月3日11時05分

<p>1 .緊急事態応急対策 を実施すべき区域</p>	<p>(1) 志賀町 志加浦、堀松、上熊野、熊野、福浦、富来地区のうち北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね5キロ圏内（PAZ）の地域及び海域</p> <p>(2) 北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）の地域及び海域</p> <p>(3) 北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所から概ね30キロ圏内（UPZ）のうち石川県 志賀町 志加浦地区、堀松地区、高浜地区、下甘田地区、加茂地区、中甘田地区、羽咋市 余喜地区、邑知地区、鹿島路地区、上甘田地区（滝谷町の飛地）、中能登町、富山県 氷見市 加納地区（加納）、稲積地区（稲積）、上庄地区、熊無地区、速川地区、久目地区（久目、触坂、棚懸、岩瀬、老谷、見内）、余川地区、碓石地区の地域</p>
<p>2 .原子力緊急事態の 概要</p>	<p>緊急事態該当事象発生日時 平成26年11月2日13時22分</p> <p>発生場所 北陸電力株式会社 志賀 原子力発電所2号機</p> <p>発生場所の天候状況</p> <p>放射線等の状況 排気筒モニタの値：異常なし 志賀局のモニタリングポストの値：40 μSv/h</p> <p>被害状況： 平成26年11月2日10時00分 全交流電源喪失（10条通報） 平成26年11月2日13時22分 全冷却機能喪失（15条通報）</p> <p>その他の特記事項</p>

<p>3.1.の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項</p>	<p>1.(1)の住民は、避難するとともに安定ヨウ素剤の配布を受け服用すること。 1.(3)の地域を除く1.(2)の住民は、屋内退避すること。 1.(3)の住民は、一週間程度内に一時移転をすること。 1.(3)の地域生産物の摂取を控えること。 一時移転に際し、安定ヨウ素剤の服用は必要ない。 一時移転する者は、避難退域時検査場所に立ち寄り、避難退域時検査を受けること。</p>
----------------------------------	---

別紙 2-7

訓練

一時移転の実施方針

平成26年11月3日
 原子力災害対策本部

1.対象地区の概況

(1)対象地区名及びその人口

一時移転の対象市町及び人口は以下のとおり。

対象市町		対象人口	うち要援護者数
石川県	志賀町 (6地区)	8,773	388
	羽咋市 (4地区)	6,111	272
	中能登町 (3地区)	19,016	341
富山県	氷見市 (8地区)	10,070	673
合計 (21地区)		43,970	1,674

(2)対象地区の現状(含、自然災害の被害状況)

- 1 対象地区の住民は屋内退避を実施中。
- 1 対象地区の学校・保育所は休校を継続。児童・生徒は、自宅で保護者とともに屋内退避を実施中。
- 1 石川県志賀町内で発生した約100戸の全半壊家屋の住民は、志賀町災害対策本部が設置した避難所で屋内退避を実施中。
- 1 石川県の一部地域で発生している簡易ガス供給停止及び断水については、現在詳細調査中。簡易ガスの供給が停止となっている世帯及び断水の世帯は、市町災害対策

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

本部が設置した避難所で屋内退避を実施中。

2. 実施方針

(1) 一時移転実施に際しての基本的考え方

- 1 一時移転の対象となる 4 市町 21 地区については、一時移転指示とともに、準備ができた住民から順次一時移転を開始する。
- 1 一時移転にあたっては、4 市町の避難計画に基づき、あらかじめ定められた避難ルートに基づき、避難退域時検査場所等で避難退域時検査を受け、その後、石川県白山市、津幡町、金沢市、富山県高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市の各避難所に一時移転を行う。(別紙 1 参照)
- 1 一時移転対象住民のうち、病院・社会福祉施設の避難先は、避難計画で定められている受入市町の病院・社会福祉施設に一時移転を行う。また、在宅の要援護者の避難先は、避難計画で定められている避難先に一時移転を行い、その後必要に応じて受入市町における福祉避難所に移動する。さらに、医療行為が必要な場合は、受入市町の病院もしくは災害拠点病院に搬送する。
- 1 一時移転の手段は自家用車のほか、県及び 4 市町災害対策本部が確保した車両(バス、福祉車両)により行うこととし、車両はピストン運行を行う。
- 1 上記の考え方にに基づき、対象住民の一時移転を11月10日正午を目処に完了させる。
- 1 今後の一時移転の進捗状況については、原子力災害対策本部において把握するとともに、追加の車両等が必要な場合は、迅速に必要な措置を講ずるものとする。

(2) 移動手段の確保状況

- 1 確保したバス、福祉車両は、下表に示す 3 か所の避難退域時検査場所に11月3日正午までに配備完了の予定。避難退域時検査場所への配備完了後、運転手へ個人線量計及び安定ヨウ素剤を配布し、避難計画に定められている一時集合場所に順次配車を行う。
- 1 追加配備中の車両については、11月4日午前9時までに避難退域時検査場所に到着予定。車両配備場所については、一時移転の進捗を踏まえて順次決定する。

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

車両配備場所	バス	福祉車両等	
		車いす対応	ストレッチャー対応 ()
石川県立看護大学 (石川県かほく市)	145	15	3
十三中学校 (富山県氷見市)	35	8	5
旧仏生寺小学校 (富山県氷見市)	25	7	5
追加配備中	30	20	40
合計	235	50	53

() 救急車を含む

(3) 一時移転を円滑に行うための対応策

- 1 住民の車両による一時移転を円滑に行うため、石川県警察及び富山県警察による主要交差点での交通整理、道路交通情報板等を活用した広報、信号機の操作による移転経路の青信号優先割当て等の交通対策を行うほか、石川県、富山県及び関係市町等においても道路情報の広報や誘導を行う職員の配置を連携して実施する。

(4) 避難退域時検査・除染の準備状況

- 1 3か所の避難退域時検査・除染場所に、石川県・富山県保健関係職員及び必要な資機材を配備完了。また、放射線医学総合研究所、日本原子力研究開発機構、石川県診療放射線技師会、富山県診療放射線技師会、電気事業連合会、陸上自衛隊等に派遣要請を行い、避難退域時検査・除染要員及び資機材を到着後避難退域時検査・除染場所に追加配備する。
- 1 また、除染場所での対応が困難であって、被ばく医療措置が必要な場合に備え、被ばく医療機関への緊急搬送手段を確保する。

(5) 安定ヨウ素剤の準備状況

- 1 安定ヨウ素剤の服用指示に備え、11か所の関係市町施設等及び5か所の病院に備蓄している1,133,000丸の丸剤と14,100gの粉末剤のうち、一時移転対象者、車両運転手、その他防災業務関係者の必要人数分を予め3か所の避難退域時検査場所等に搬送する。
- 1 また、石川県医師会、富山県医師会、石川県薬剤師会、富山県薬剤師会に協力を要請し、3か所の避難退域時検査場所に予め必要な要員を配置する。

(6) 避難所開設準備状況

注：平成26年原子力総合防災訓練資料

- Ⅰ 石川県白山市、津幡町、金沢市、富山県高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市の合計47か所の避難所は、11月3日午後2時までに避難所開設の準備が完了する見込み。（別紙2参照）

（7）一時移転に必要な物資・燃料の確保状況

- Ⅰ 一時移転までの間及び一時移転先の避難所で必要となる物資は、石川県、富山県、受入市町の行政備蓄を活用するほか、石川県、富山県における流通備蓄を避難所に供給する。
- Ⅰ このほか、避難所における食料品、衣料品については、日本赤十字社による救援物資（毛布、緊急セット等）を配分するほか、農林水産省、厚生労働省、経済産業省を通じ、安定的供給を要請し、確保に努める。
- Ⅰ ガソリン、燃料については、一時移転経路上及び避難所周辺にある災害対応型中核給油所等において、一時移転車両への優先給油を行うとともに、経済産業省を通じ、製油所・油槽所から災害対応型中核給油所等への優先供給を行う。

（8）対象地区住民への本方針の周知方法

- Ⅰ 一時移転の指示の広報については、以下の点を考慮して周知を行うこと。
 - Ⅱ 周知方法として、防災行政無線、広報車、ケーブルテレビ、緊急速報メール等を活用し、複数の手段により住民に確実に周知すること。
 - Ⅱ 一時移転は1週間程度内に実施することとされており、慌てず行動すること。
 - Ⅱ 移動することにより、却ってリスクが高まると考えられる住民は、屋内退避を継続し、十分な準備が整った段階で一時移転を開始すること。
 - Ⅱ 渋滞対策のため、自家用車の場合は、できる限り近隣の住民と乗り合わせて移動すること。